

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

大和市長 大木 哲

## 大和市条例第5号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例

(大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年大和市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第8条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

(大和市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 大和市職員の分限に関する条例(昭和31年大和町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の」とする。

(大和市の条件付採用職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 大和市の条件付採用職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例(昭和51年大和市条例第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市の条件付採用職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例

第1条中「条件付採用期間中」を「条件付採用期間中」に改める。

第2条第2項中「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改め、同条第3項中「条件付採用期間中」を「条件付採用期間中」に改める。

(大和市一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 大和市一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和32年大和町条

例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については、報酬)の額」を加える。

(公益的法人等への大和市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への大和市職員の派遣等に関する条例(平成13年大和市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年大和市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時的任用職員」を「法第22条の3第4項の規定により任用された臨時的任用職員」に、「常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を「法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

(大和市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 大和市職員の育児休業等に関する条例(平成4年大和市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(3) 大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年大和市条例第21号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の

1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合  
(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日にお

いて地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第19条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員

等」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第20条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」に改め、同条第2項中「で定める育児休暇」を「に規定する育児休暇(以下「育児休暇」という。)」に、「第15条の2で定める」を「第15条の2に規定する」に改め、「勤務しない職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第29号までを1号ずつ繰り上げ、第30号を削り、第31号を第29号とし、第32号から第71号までを2号ずつ繰り上げる。

第2条第1項中「第70号」を「第68号」に改め、同条第2項中「前条第71号」を「前条第69号」に改める。

第3条第5項中「日割」を「日割り」に改める。

第4条第1項中「旅行について費用弁償として旅費を支給する」を「旅費を弁償する」に改め、同条第2項中「支給する」を「弁償する」に改め、同条第3項中「支給する旅費については、一般職の職員に」を「弁償する旅費は、大和市職員の旅費に関する条例(昭和37年大和市条例第4号)の規定により」に改める。

別表中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第29号までを1号ずつ繰り上げ、第30号を削り、第31号を第29号とし、第32号から第71号までを2号ずつ繰り上げる。

(大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 大和市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年大和町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第22条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第26条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第26条 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

第27条第5項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(大和市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 大和市職員の退職手当に関する条例(昭和38年大和市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「職員で」を「職員(」に、「除いたもの。以下「職員」という」を「除く。）」及び法第22条の3第4項の規定により任用された臨時的任用職員をいう。以下同じ」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については、この限りでない。

第6条第5項中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

第13条第1項第2号中「(法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第11条 大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和

42年大和市条例第27号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

#### 目次

第1章 総則 (第1条—第5条の3)

第2章 補償及び福祉事業 (第6条—第17条)

第3章 審査 (第18条・第19条)

第4章 雑則 (第20条—第24条)

#### 附則

第2条中「並びに臨時的任用職員」を削る。

(大和市市営住宅条例の一部改正)

第12条 大和市市営住宅条例(平成9年大和市条例第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「～第3条」を「一第3条」に、「～第42条」を「一第42条」に、「～第50条」を「一第50条」に、「～第67条」を「一第67条」に、「～第69条」を「一第69条」に、「～第74条」を「一第73条」に改める。

第17条第4項中「第71条」を「第70条」に改める。

第50条中「第71条第1項」を「第70条第1項」に改める。

第70条を削り、第6章中第71条を第70条とし、第72条から第74条までを1条ずつ繰り上げる。

(大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正)

第13条 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第11条から第14条までを次のように改める。

第11条から第14条まで 削除

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定(大和市一般職の職員の給与に関する条例第26条の改正規定を除く。)及び第10条中大和市職員の退職手当に関する条例第13条の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。